

令和3年4月2日

青森県教育委員会第867回定例会

期 日 令和3年4月2日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について …………… 1
 - 報告第2号 特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の本県開催について …………… 3
- 3 議 案
 - 議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について …………… 4
- 4 その他
 - 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の構成及び方向性（学校・学科の充実及び魅力ある高校づくり）等について …………… 5
- 5 閉 会

報告第 1 号

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項等について

1 東京会場での第一次試験の対象校種等の拡大

(1) 改善の趣旨

本県の教員採用候補者選考試験は、近年、定年等による教員の退職者が多いことなどから、採用者数が多い状況が続いている一方で、応募者数は年々減少しており、特に小学校において、最終競争率（倍率）は低下傾向にある。

このような状況を踏まえて、令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験から、小学校の受験者を対象に、「他都道府県等の現職者に対する専門教科試験の免除」や「東京会場での第一次試験」など、応募者確保を図る取組を実施してきたところであるが、小学校以外の校種等についても、より一層応募者を確保するため、改善を図るものである。

(2) 実施内容

県外の大学へ進学した本県出身の学生及び他都道府県の現職者等が本県を受験しやすくなるよう、東京都（都道府県会館）での第一次試験の実施の対象を「小学校のみ」から「全校種等」に拡大する。

なお、令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急遽、東京会場での第一次試験の実施の対象を「小学校のみ」から「全校種等」に変更する措置をとったことにより、小学校以外の校種では56名が東京会場を受験した。

(3) 実施年度

令和4年度（令和3年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

2 令和4年度（令和3年度実施）教員採用候補者選考試験における集団討論の取り止め

令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験では、新型コロナウイルス感染症対策として、急遽、6～8人程度での会話を伴う集団討論の実施を取り止めた。

現在も新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えないことから、令和4年度（令和3年度実施）教員採用候補者選考試験についても、引き続き感染防止対策として、集団討論を取り止めることとする。

報告第2号

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会 及びアイスホッケー競技会の本県開催について

1 経緯

- (1) 令和3年2月25日(木) 「開催要請書」の受領
- (2) 令和3年2月25日(木) 「意向調査」の実施(調査対象:八戸市、南部町、県スケート連盟、県アイスホッケー連盟)
※開催を希望する旨回答。併せて、八戸市及び南部町から「開催内諾書」の提出
- (3) 令和3年3月15日(月) 「開催受諾書」の提出
- (4) 令和3年3月25日(木) 「開催決定書」の受領
※令和元年の第75回大会以来、3年ぶり14回目

2 大会概要

(1) 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するに当たり、県民の生涯にわたるスポーツ活動を推進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

- (2) 主 催 (公財)日本スポーツ協会、文部科学省、青森県
(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟、八戸市
- (3) 期 日 令和5年1月下旬～2月上旬(予定)
- (4) 開催地 八戸市、南部町
- (5) 開催競技 スケート(スピード)競技
スケート(フィギュア)競技
スケート(ショートトラック)競技
アイスホッケー競技
- (6) 式 典 開始式 令和5年1月下旬(予定) 会場未定
表彰式 令和5年2月上旬(予定) 会場未定
- (7) 参加予定人員 参加予定都道府県 47都道府県を予定
監督・選手 約 1,400名
選手団本部役員 約 300名
視察員等 約 200名

議案第 1 号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

江尻 伸太郎

青森県立図書館協議会委員を免ずる


令和 3 年 4 月 2 日

青森県教育委員会

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の構成及び方向性 (学校・学科の充実 及び 魅力ある高校づくり) 等について

■ 第2期実施計画の策定スケジュールについて

時 期	取 組 内 容
令和3年4月～7月	■ 教育委員会会議における協議 【協議項目】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期実施計画の構成 ○ 第2期実施計画の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・学科の充実の方向性 ・ 魅力ある高校づくりの方向性 ・ 学校規模・配置の方向性
〃 7月	■ 第2期実施計画（案）の公表 ■ パブリック・コメントの実施 ■ 地区懇談会の実施
〃 8月～10月	 ■ 教育委員会会議における協議 【協議項目】 <ul style="list-style-type: none"> ○ パブリック・コメント、地区懇談会を踏まえた第2期実施計画（案）の修正
〃 10月	■ 第2期実施計画の決定・公表

■ 第2期実施計画の構成について

資料17ページを参照

■ 第2期実施計画の方向性について

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえるとともに、地区意見交換会における意見等を参考として、第2期実施計画における学校・学科の充実及び魅力ある高校づくりに関する方向性について検討するものである。

学校・学科の充実

1 全ての高校に共通して求められる教育環境

【①基本方針の記載（P5）】

- 高等学校教育を巡る環境の変化に伴い、学校・学科に求められる役割等について改めて見直す必要がある。
- 全ての高等学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- もっと県民に分かりやすい形で各校の魅力化を進めていくことが大きなテーマになる。また、現在様々な課題を抱えている高校は、世間のイメージを良い意味で大きく払拭することに取り組む必要がある。

【参考：中央教育審議会からの答申（令和3年1月26日）（関連部分一部抜粋）】

- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る。
- 各高等学校の存在意義や社会的役割等（「スクール・ミッション」）は、生徒、保護者や地域住民等に対して分かりやすく学校の役割や理念を示すとともに、教職員にとっても様々な教育活動を実施する上でその基礎をなす理念として共有されるものである。
- 育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針（これら3つの方針を総称して「スクール・ポリシー」）と称する。）を各高等学校において策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針とする必要がある。
- STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びの実現を目指す。

【③実施計画の方向性（案）】

■カリキュラム・マネジメントの適切な実施

- 各校に求められる役割や目指すべき学校像等をスクール・ミッションとして明確化
- 各校の育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者の受け入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定
- 教育課程を編成・実施・評価・改善するとともに、組織的かつ計画的に教育活動の充実を図るカリキュラム・マネジメントを実施

■主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等

- 基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力・人間性等を育成するための授業改善を実施
- STEAM教育の視点を取り入れた探究活動を充実
- 主体的・対話的で深い学びの実現等に向けた教員研修を充実

■社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度の涵養

- 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進
- 地域・企業等と連携したインターンシップ等を充実

2 全日制課程

(1) 普通科等の充実

ア 各校の教育環境の充実

【①基本方針の記載（P6）】

- 普通科等においては、各地域の実情に応じた教育活動、グローバル教育や理数教育の取組等、各高等学校において特色ある教育活動に取り組むとともに、望ましい勤労観・職業観を涵養し、地域や社会に貢献する態度を育むなど、キャリア教育の充実を図る。
- 各高等学校が連携しながら、大学等への進学対応や就職への対応等、生徒の幅広い進路志望に対応する指導に取り組む。

【②地区意見交換会における主な意見】

- オール青森の視点で、子どもたちがこれから就くべき職業は何なのか考えられるような高校を作してほしい。それには、短命県返上やSDGsの実現に向けた大きな目標を持った高校が必要である。高校ではそのような大きな目標を掲げ、新しい普通高校の在り方を考えていく必要がある。

【③実施計画の方向性（案）】

- 各校が連携しながら、大学等への進学や就職等の幅広い進路志望に対応
- 様々な分野で活躍できる人財の育成に向け、地域の実情に応じた教育活動や各校の特色を生かした取組を推進

イ 重点校と各校の連携による取組

【①基本方針の記載（P5）】

- 普通科等の高等学校において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校を普通科等の重点校とする。
- 重点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、重点校の学習成果の共有等により、重点校と各高等学校が連携し、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 目的、役割を持って配置されているため、今後もそのような目的を持って続けてほしい。
- 役割等を一般県民が分かるように周知してほしい。
- 重点校が大学進学を目指すことを目的とした普通科の高校であることを明確化し、生徒が第1希望の大学に合格できる学力を身に付けられる環境づくりをしていく必要がある。
- 重点校という名称は、普通科における県全体から見た役割を意味するものであるとは理解しているが、指定校でない高校から見ると優劣をつけられたように感じ、いずれ統廃合の対象になるのではないかと不安を抱かせるため名称の変更をお願いしたい。
- 全ての高校で教員は生徒を成長させるために頑張っているため、重点校という枠組みは必要ない。
- 重点校における取組や、身に付けられる力等について情報提供されることが多くなった。
- 重点校が実施する教育活動への各高校の生徒の参加や学習成果の共有等の取組は評価できる。各高校の連携を一層強化することが重要である。

【③実施計画の方向性（案）】

- 今後求められる人財の育成に向けた探究活動や特色ある教育活動の中核的役割を担う高校を重点校として配置し、各高校との連携等により県全体の普通科等における教育の質を確保・向上
- 重点校と各校の連携による取組について、更なる充実を図るとともに積極的に周知
- 重点校と各校の円滑な連携に向けた体制を整備

ウ 各学科の充実

【①基本方針の記載（P6）】

- 理数、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応してきたが、それぞれの学科が設置された当時とは高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直す。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 国の方針として普通科の多様化が求められる中、青森北高校のスポーツ科学科や青森南高校の外国語科の活動内容は有効な形で生かせるのではないかと。各高校が持っているノウハウは、1回途切れてしまうと改めて構築することが難しくなるため、現在の活動を継続していけるような在り方も考える必要がある。
- 国による普通科改革として、文理融合型の普通科の導入が可能となるようだが、そのような情報も踏まえて、先を見据えた高校教育改革を進めていければ良い。

【③実施計画の方向性（案）】

■普通科

- 大学等への進学や就職等に向けた幅広い教育を提供しながら、これからの時代に求められる力を育成するための特色ある教育活動を推進
- 現代社会を巡る複雑な課題や地域社会の課題等に対応できる力を育成するための探究活動を推進

■普通科系の専門学科

- 普通科系の専門学科について、各分野における人財育成に向けた特色ある教育活動を推進

（2）職業教育を主とする専門学科の充実

ア 各校の教育環境の充実

【①基本方針の記載（P7）】

- 職業教育を主とする専門学科においては、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高等学校卒業後も学び続ける態度を育む。
- 高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得や専門的な資格取得を目指した教育活動等、大学との接続を視野に入れた取組を進めるとともに、地域、企業、他の学校との連携等を推進する。

【②実施計画の方向性（案）】

- 基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力を育成
- 大学等との接続を視野に入れた取組や地域・企業等と連携・協力した取組を推進

イ 拠点校と各校の連携による取組

【①基本方針の記載（P6）】

- 農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校を職業教育を主とする専門学科の拠点校とする。
- 拠点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、拠点校の学習成果の共有等により、拠点校と各高等学校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 目的、役割を持って配置されているため、今後もそのような目的を持って続けてほしい。
- 役割等を一般県民が分かるように周知してほしい。
- 拠点校という名称は、専門学科における県全体から見た役割を意味するものであるとは理解しているが、指定校でない高校から見ると優劣をつけられたように感じ、いずれ統廃合の対象になるのではないかと不安を抱かせるため名称の変更をお願いしたい。
- 全ての高校で教員は生徒を成長させるために頑張っているため、拠点校という枠組みは必要ない。
- 拠点校における取組や、身に付けられる力等について情報提供されることが多くなった。
- 拠点校が実施する教育活動への各高校の生徒の参加や学習成果の共有等の取組は評価できる。各高校の連携を一層強化することが重要である。

【③実施計画の方向性（案）】

- 農業科・工業科・商業科において、各学科の学習の拠点としての役割を担う高校を拠点校として配置し、各高校との連携により県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質を確保・向上
- 拠点校と各校の連携について、更なる充実を図るとともに積極的に周知
- 拠点校と各校の円滑な連携に向けた体制を整備

ウ 各学科の充実

【①基本方針の記載（P7）】

- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 県全体で過疎化が進む中であっても、基幹産業である農業の振興に向け、子どもたちのニーズにも応えられるような高校教育を提供することが期待される。
- 最近の農業はビジネスとして見直されてきており、就農へのニーズが増えている現状がある。このため、新たな学科を設置するなど基幹産業をもっと盛り上げるような中南地区だからこそやれることがある。

【③実施計画の方向性（案）】

- 職業教育を主とする専門学科について、各産業に求められる資質・能力を育成するための特色ある教育活動を推進

（３）総合学科の充実

【①基本方針の記載（P7）】

- 総合学科においては、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、大学進学志望者や就職志望者に対応できる教育課程を編成し、課題解決型学習による主体的な学習の充実を図る。
- 系列については、生徒のニーズ等を踏まえ見直す。また、多様な選択科目の開設に向けた教育環境の整備に加え、社会人や地域の有識者を講師として活用すること等に取り組む。
- 総合学科から他学科への改編及び他学科から総合学科への改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 三八地区にも高校に進学してから自分が進みたい道を選べる総合学科の高校があっても良い。

【③実施計画の方向性（案）】

- 生徒一人一人の主体的な系列選択を促進
- 外部講師の積極的な活用や、各系列の連携による教育活動等を進め、生徒の幅広い進路志望に対応
- 生徒数の減少や生徒の学習ニーズに対応するため、系列の在り方について各校と検討

（４）多様な教育制度の充実

ア 併設型中高一貫教育

【①基本方針の記載（P7）】

- 現在実施している併設型中高一貫教育については、生徒一人一人の資質・能力を伸ばし、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図る。
- 中高一貫教育校の新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 中高一貫教育については、中入生と高入生が混在しない「中等教育学校型」のクラスにすべき。保護者の多くは、先取り教育に期待しているため、その要望に応える責任がある。なお、中高一貫校の配置及び学校数は、東青・中南・三八地区に1校ずつで十分である。
- 重点校に併設型中高一貫教育を導入することについて、効果を上げることが期待できるが、中学受検による経済格差や教育格差を生じることが懸念される。本県で導入済みの三本木高校と附属中学校について、メリットとデメリットを十分に検証した上で検討をお願いしたい。

【③実施計画の方向性（案）】

- 高校と附属中学校の教員の交流による授業改善
- 6年間を見通した計画的・継続的な教育活動を充実
- 異年齢交流を通して社会性や豊かな人間性を育成

イ 全日制普通科単位制

【①基本方針の記載（P8）】

- 全日制普通科単位制や総合選択制を導入している高等学校については、それぞれの制度の意義を改めて見直し、教育活動の充実を図る。また、これらの制度を生かすことにより、生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資することができる場合には、新たな導入について検討する。

【②実施計画の方向性（案）】

- 生徒の興味・関心等に応じた幅広い選択科目や学校設定科目を開設
- 指導体制の工夫・改善による個に応じた指導を充実
- 大学等の学外における学修の単位認定等を推進

ウ 総合選択制

【①基本方針の記載（P8）】

- 全日制普通科単位制や総合選択制を導入している高等学校については、それぞれの制度の意義を改めて見直し、教育活動の充実を図る。また、これらの制度を生かすことにより、生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資することができる場合には、新たな導入について検討する。

【②実施計画の方向性（案）】

- 所属する学科の科目に加え他学科の科目を学習することを通して、生徒一人一人の幅広い知識や柔軟な発想を育成
- 異なる専門性や価値観を有する各学科の生徒が学び合うことにより、新たな価値を創出するために必要な力を育成

3 定時制課程・通信制課程

(1) 定時制課程の充実

【①基本方針の記載 (P8)】

- 定時制課程においては、生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備するなど、教育環境の充実を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 定時制課程を有する高校は、不登校などの諸事情を抱えている生徒の進学先として、十分な役割を果たしており、その存在意義は大きい。西北地区の県立高校では五所川原高校に定時制課程が、私立高校では五所川原第一高校に通信制課程が設置されているが、今後可能な範囲で両校が交流をしながら、より効果的な指導が展開されることを期待したい。
- 定時制課程について、コロナ禍で様々な学校等で取り組んでいるオンライン授業により、不登校の子どもが減少しているというプラスの部分も見つかっており、コミュニケーション能力を向上させることも期待できる。

【③実施計画の方向性 (案)】

- 様々な事情を抱える生徒に対応するため、家庭・地域等と連携したきめ細かな指導・支援を推進
- スクールソーシャルワーカーやスクールライフサポーター等、専門スタッフによる支援体制を整備

(2) 通信制課程の充実

【①基本方針の記載 (P8)】

- 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度の拡充やICTを活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 不登校など様々な事情を抱えた生徒が増えているだけでなく、新型コロナウイルス感染防止の観点からも通信制課程は重要である。西北地区において、通信制課程が設置されている五所川原第一高校とのバランスを考慮しながら、さらに整備を進めてほしい。
- 通信制課程を有する高校は、不登校などの諸事情を抱えている生徒の進学先として、十分な役割を果たしており、その存在意義は大きい。西北地区の県立高校では五所川原高校に定時制課程が、私立高校では五所川原第一高校に通信制課程が設置されているが、今後可能な範囲で両校が交流をしながら、より効果的な指導が展開されることを期待したい。

【③実施計画の方向性 (案)】

- 生徒の多様な学習ニーズ等に対応できるよう、ICTを活用した学習・相談体制を構築
- 後期入学や年度中途からの転入学・編入学の実施により、幅広く学びの機会を提供

魅力ある高校づくり

1 学校・家庭・地域等との連携の推進

(1) 各学校との連携の推進

【①基本方針の記載 (P13)】

- 生徒数が減少する中で、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等の多様化に対応し、県全体として高等学校教育の質の確保・向上に取り組むとともに、各地区の教育活動を充実させるため、各高等学校間で生徒による合同研究や教員研修等の連携を推進する。
- 小規模校においては、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあるため、他の高等学校と連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め合いながら生徒一人一人の成長を促す教育活動の充実を図る。
- 各発達段階に応じ、キャリア教育や英語教育、特別支援教育、道徳教育等を推進するため、高等学校と小学校及び中学校との一層の連携を図る。
- 引き続き、大学進学を志望する生徒の進路選択に役立てるとともに生徒の能力を伸ばさせるため、大学等との連携を推進し、高等学校段階から大学レベルの教育・研究に触れる機会を設ける。

【②実施計画の方向性 (案)】

- 生徒の進路志望等の多様化や小規模校における課題に対応するため、教員研修や学校行事等において、各校が相互に連携・協力した取組等を推進
- 小・中学校と連携することにより、各発達段階に応じた教育活動を充実
- 大学等と連携することにより、進路志望に応じた高度な学びを提供

(2) 家庭・地域等との連携の推進

【①基本方針の記載 (P14)】

- 生徒が地域への愛着や誇りを持つなど、これからの時代に求められる力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が目標を共有し、一体となった学びや育ちの支援に取り組む。
特に、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進める。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 私立高校は多様化し特色が見えて頑張っている印象を受けるため、県立高校も同様に、ニーズを捉えながら保護者や地域の方などと連携して学校づくりをしていければ良い。

【③実施計画の方向性 (案)】

- コミュニティ・スクールの導入による成果や課題の検証を踏まえ、他校への拡充等を検討
- 郷土に愛着や誇りを持つことができる、地域と連携した探究活動等を推進

2 教育活動の充実に向けた取組

(1) 各校に関する情報発信の充実

【①基本方針の記載 (P14)】

- 各高等学校では、それぞれの特色を生かしながら教育活動の充実を図っており、その取組や育成する人材像を中学生や保護者が十分理解した上で進路選択できるよう、各高等学校における充実した情報発信に向け支援する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 中学生は早ければ5～6月には進路に向かって突き進んでいく状況になるため、早めに高校教育改革の情報を示してほしい。

【③実施計画の方向性 (案)】

- 各校の特色を生かした魅力ある教育活動等について様々な広報媒体の活用により情報発信を充実

(2) 特別な支援を必要とする生徒等への対応

【①基本方針の記載 (P13、P14)】

- 各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進する。
また、国における制度改正を踏まえ、通級による指導等を推進し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。
- 教員が専門性を十分発揮できる環境を整えるため、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ等の配置の充実を図る。特に、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒に対応している現状を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 高校においても通級指導など特別支援教育に力を入れていると聞き、大変喜ばしい。小・中学校には特別支援学級があり、生徒の持っている能力によって普通学級と一生懸命交流させるという強い意思を持って学校を運営している。このような取組を続けていくことは、この地区、この県の能力をさらに発揮できる大きな要素である。
- 小・中学校では特別支援学級において手厚く支援しているが、高校受検のときには疎外感がある。社会全体でインクルーシブ教育を考えていく必要性を感じており、高校においても今以上に考えてほしい。

【③実施計画の方向性 (案)】

- インクルーシブ教育の充実に向け、特別支援学校と連携した教員研修や人事交流等を推進
- 通級による指導の状況を検証し、取組を更に充実
- 様々な悩みを抱える生徒等に対応するため、専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備
- 不登校の生徒等に対する支援として、ICTを活用

(3) ICTの活用による教育活動の充実

【①基本方針の記載 (P14)】

- 今後とも、生徒の情報活用能力の育成や授業の質の向上等に向け、高等学校のICT環境の整備を進め、ICTを活用した教育活動の充実を図る。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 時代はインターネット社会となっており、他校の教員の授業をオンラインで受けるなど、様々な工夫ができる。小規模校でも工夫次第では時代に対応できる。
- 新学習指導要領に対応した教育環境の整備・充実のため、オンライン学習ができる環境整備をお願いしたい。

【③実施計画の方向性 (案)】

- 生徒一人一台の端末等、充実したICT環境を提供し、ICTを有効に活用した教育活動を推進
- 従来の対面授業に加え、学習場面に応じて効果的にICTを取り入れた授業づくりを推進
- ICTの活用に係る実践的な教員研修を充実

(4) 施設・設備の充実

【①基本方針の記載 (P14)】

- 各高等学校が特色ある教育活動を展開するため、引き続き、施設・設備の充実を図る。
特に、高等学校の統合により複数の学科を有する高等学校を設置する際には、各学科の専門性の確保に向けた施設・設備の整備を進める。

【②実施計画の方向性 (案)】

- 計画的に施設・設備を整備

(5) 全国からの生徒募集の導入

【①基本方針の記載 (P14)】

- 各高等学校においてより充実した教育環境の実現を図るため、全国からの生徒募集の導入について、地域の協力状況等を踏まえ検討する。

【②地区意見交換会における主な意見】

- 特色ある教育活動を行っている高校(学科)に導入してはどうか。
- 職業教育を主とする専門学科を有する高校に導入してはどうか。
- 寄宿舎を有する高校に導入してはどうか。
- 地域校の配置の考え方に該当する高校に導入してはどうか。
- 他県から注目度の高い部活動を有する高校に導入してはどうか。
- 県内生徒のニーズや学習機会を確保するため、県外生徒の定員の制限(募集枠の設定等)を考える必要がある。
- 県外生徒が安心して学校生活を送れるよう、生活環境を確保する必要があり、宿泊施設や生活面の支援を市町村がどれだけバックアップできるかが課題となる。
- 教育活動の充実に向けた教育課程の見直しや特色ある学科の設置等を検討してはどうか。

【③実施計画の方向性（案）】

- 高校が所在する市町村の意向等を踏まえながら、全国からの生徒募集を導入
- 導入に当たり、本県中学生の入試環境への配慮、地域の支援内容等を考慮

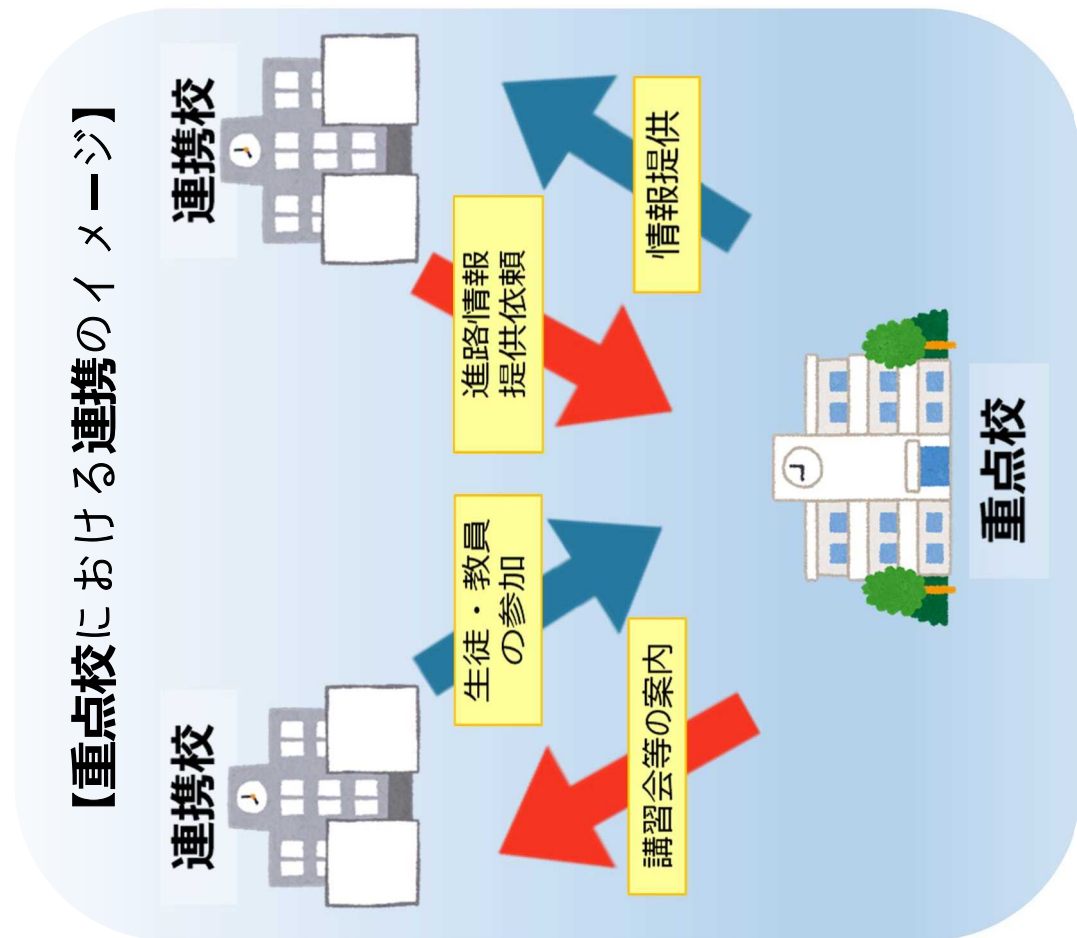
第2期実施計画の構成について

基本方針の構成		第1期実施計画の構成		第2期実施計画の構成		
第1 計画策定の趣旨 1 背景 2 本県の未来を担う人材の育成 3 計画策定の方向性 4 計画の構成	第1 第1期実施計画策定の経緯	第1 第2期実施計画策定の経緯				
第2 学校・学科の充実 1 全日制の方向性 ○各高校における教育環境の充実 ○各学科の充実 ○多様な教育制度の充実 2 定時制・通信制の方向性 ○各高校における教育環境の充実 ○各課程の充実	第2 学校・学科の充実 1 全ての高校に共通して求められる教育環境 2 全日制 ○普通科等 ○職業教育を主とする専門学科 ○総合学科 3 定時制・通信制	第2 学校・学科の充実 1 全ての高校に共通して求められる教育環境 2 全日制 ○普通科等 ○職業教育を主とする専門学科 ○総合学科 3 定時制・通信制	第2 学校・学科の充実 1 全ての高校に共通して求められる教育環境 2 全日制 ○普通科等の充実 ○職業教育を主とする専門学科の充実 ○総合学科の充実 ○多様な教育制度の充実 3 定時制・通信制			
第3 学校規模・配置の方向性 1 全日制の計画的な学校規模・配置の観点 ○高校教育を受ける機会の確保 ○充実した教育環境の整備 2 全日制の学校規模の方向性 ○学校規模の標準。 ○通学環境へ配慮した対応 3 全日制・定時制・通信制の学校配置の方向性 ○計画的な学校配置 ○計画的な学校配置に向けた取組	第3 学校規模・配置 1 全日制 ○中学校卒業予定者数及び募集学級数 ○地区ごとの学校規模・配置計画 ○計画的な統合に当たっての留意事項 ○地域校への対応 2 定時制・通信制 3 統合・募集停止等の実施年度	第3 学校規模・配置 1 全日制 ○中学校卒業予定者数の推移 ○募集学級数の推移 ○地区ごとの学校規模・配置計画 ○地域校への対応 ○統合に当たっての留意事項 2 定時制・通信制				新設
第4 魅力ある高校づくり 1 学校・家庭・地域等との連携の推進 2 教育活動の充実に向けた取組						
第5 県民の理解と協力の下の教育改革の推進 1 実施計画策定に向けた取組 2 本県高校教育の充実に向けた継続的な検証	第4 県民の理解と協力の下の教育改革の推進 1 推進計画の進捗管理 2 第2期実施計画の策定	第5 県民の理解と協力の下の教育改革の推進 1 推進計画の進捗管理 2 次期実施計画の策定				

第1期実施計画における重点校の役割について

重点校の役割

- 普通科等の高等学校において、グローバル教育や理数教育等の様々な分野の学習や探究活動における先進的な取組等、今後求められる人材の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校を普通科等の重点校としている。
- 重点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、重点校の学習成果の共有等により、重点校と各高等学校が連携し、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上を図ることとしている。



【重点校における連携のイメージ】

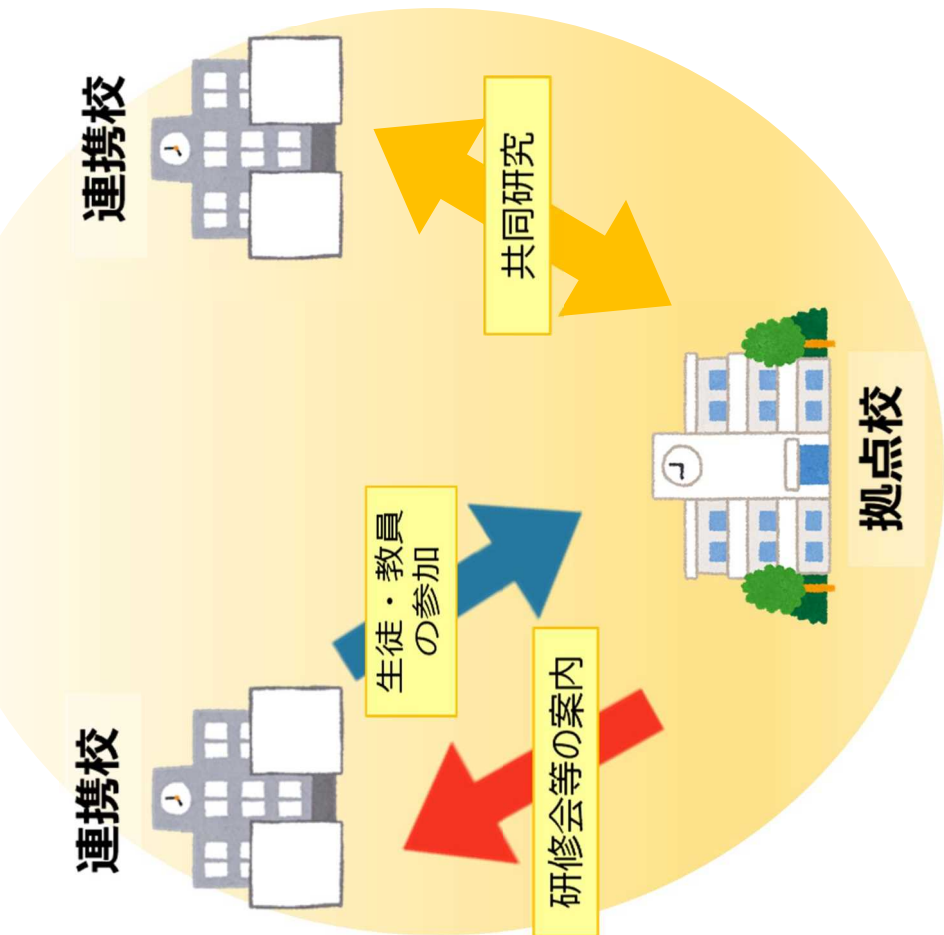
【重点校の主な連携の取組 (R1 実績)】	
青森高校 (11件)	<ul style="list-style-type: none"> 探究活動における「課題設定」のための研究会 (対象：教員) SDGsの理解を深める講習会 (対象：生徒・教員) 国際貢献の理解や実践力を深める講習会 (対象：生徒・教員)
五所川原高校 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> 理数科講演会 (対象：生徒・教員) 理数科課題研究に関する情報提供 (対象：生徒・教員) 進学情報の提供 (対象：生徒・教員)
弘前高校 (5件)	<ul style="list-style-type: none"> 東京大学学生サークル「フェアウィンド」によるセミナー (対象：生徒・教員) 東日本大震災被災地訪問及び講演会 (対象：生徒) 医学部志望者対象学力向上セミナー (対象：生徒・教員)
三本木高校 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> 英語指導力向上事業における研究の公開 (対象：教員) 課題探究活動についての協議会 (対象：教員) 大学入学共通テスト研修会 (対象：教員)
田名部高校 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業理解促進プログラム (対象：生徒) 英語指導力向上事業研究協議会 (対象：教員) 探究活動における「課題設定」のための校内研修会 (対象：生徒・教員)
八戸高校 (10件)	<ul style="list-style-type: none"> サイエンススタディプロジェクト (研究の手法等研修会) (対象：生徒・教員) 弘前大学医学部A0入試ワークショップ対策講座 (対象：生徒) 卒業研究発表会の公開 (対象：生徒)

第1期実施計画における拠点校の役割について

拠点校の役割

- 農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校を職業教育を主とする専門学科の拠点校としている。
- 拠点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、拠点校の学習成果の共有等により、拠点校と各高等学校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図ることとしている。

【拠点校における連携のイメージ】



【拠点校の主な連携の取組 (R1 実績)】

五所川原 農林高校 (9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルGAP国際認証教育に係る情報提供 (対象：生徒・教員) ・りんご輸出等に関する合同学習会 (対象：生徒) ・米に関する研修会 (対象：生徒・教員)
三本木 農業高校 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業鑑定競技会の勉強会 (対象：生徒・教員) ・リーダー育成研修会 (対象：生徒) ・課題研究発表会の公開 (対象：生徒・教員)
青森工業 高校 (6件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー技士受験合同講習会 (対象：生徒) ・合同授業研究会 (対象：教員) ・課題研究発表会の公開 (対象：生徒・教員)
弘前工業 高校 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生ものづくりコンテスト電気工事部門研修会 (対象：生徒・教員) ・東北能開大青森校の課題研究発表会への参加 (対象：生徒) ・就職希望生徒対象の企業ワークショップ (対象：生徒)
八戸工業 高校 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローン講習による技術習得とコンテストの実施 (対象：生徒) ・ドローンを活用した共同研究 (対象：生徒) ・地域の小学校へのドローン出前講座 (対象：児童)
青森商業 高校 (14件)	<ul style="list-style-type: none"> ・CMSを活用したウェブサイト制作講習会 (対象：生徒) ・県内IT企業による「電子商取引」出前講座 (生徒・教員) ・小論文講習会 (対象：生徒・教員)

参 考 資 料

第 8 6 7 回定例会（令和 3 年 4 月）

- 報告第 2 号
特別国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会
の本県開催について P 1 ~ P 2
- 議案第 1 号
青森県立図書館協議会委員の人事について P 3 ~ P 5

第 2 回 JSPO 国体発第 196 号
2 受ス庁第 1349 号

国民体育大会開催決定書

青森県知事 三 村 申 吾 様
青森県教育委員会
 教育長 和 嶋 延 寿 様
公益財団法人青森県スポーツ協会
 会 長 佐々木 郁夫 様

令和 5 年開催の特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催地として貴県を決定いたします。

令和 3 年 3 月 25 日

公益財団法人 日本スポーツ協会
 会 長 伊 藤 雅 俊



文部科学大臣 萩 生 田 光 一



国民体育大会開催県一覧

回	開催年	本大会	スケート・アイスホッケー競技会	スキー競技会	備考
第1回	昭和22年	京阪神地域を中心に近畿地区	青森県		1 巡目
第3回	昭和23年	石川県	岩手県	長野県	
第4回	昭和24年	福岡県	長野県	北海道	
第5回	昭和25年	東京都	北海道	山形県	
第6回	昭和26年	愛知県	青森県	新潟県	
第7回	昭和27年	広島県	栃木県	北海道	
第8回	昭和28年	福島県・宮城県・山形県	岩手県	秋田県	
第9回	昭和29年	愛媛県・香川県・徳島県・高知県	北海道	長野県	
第10回	昭和30年	北海道	長野県	北海道	
第11回	昭和31年	神奈川県	青森県	青森県	
第12回	昭和32年	兵庫県	栃木県	兵庫県	
第13回	昭和33年	静岡県	岩手県	北海道	
第14回	昭和34年	富山県	北海道	山形県	
第15回	昭和35年	東京都	長野県	長野県	
第16回	昭和36年	熊本県	長野県	新潟県	
第17回	昭和37年	秋田県	青森県	北海道	
第18回	昭和38年	岡山県	北海道	宮城県	
第19回	昭和39年	山口県	神奈川県	新潟県	
第20回	昭和40年	新潟県	長野県	兵庫県	
第21回	昭和41年	岐阜県	岩手県	北海道	
第22回	昭和42年	大分県	栃木県	青森県	
第23回	昭和43年	埼玉県	北海道	長野県	
第24回	昭和44年	福井県	山梨県	岐阜県	
第25回	昭和45年	長崎県	長野県	北海道	
第26回	昭和46年	岩手県	青森県	秋田県	
第27回	昭和47年	和歌山県	栃木県	鳥取県	
第28回	昭和48年	千葉県	岩手県	新潟県	
第29回	昭和49年	茨城県	北海道	福島県	
第30回	昭和50年	三重県	山梨県	北海道	
第31回	昭和51年	佐賀県	栃木県	富山県	
第32回	昭和52年	青森県	青森県	青森県	
第33回	昭和53年	長野県	長野県	長野県	
第34回	昭和54年	宮城県	岩手県	北海道	
第35回	昭和55年	栃木県	北海道	北海道	
第36回	昭和56年	滋賀県	山梨県	新潟県	
第37回	昭和57年	島根県	栃木県	秋田県	
第38回	昭和58年	群馬県	群馬県	群馬県	
第39回	昭和59年	奈良県	北海道	山形県	
第40回	昭和60年	鳥取県	青森県	群馬県	
第41回	昭和61年	山梨県	山梨県	北海道	
第42回	昭和62年	沖縄県	長野県	長野県	
第43回	昭和63年	京都府	群馬県	岩手県	2 巡目
第44回	平成元年	北海道	北海道	北海道	
第45回	平成2年	福岡県	岩手県	青森県	
第46回	平成3年	石川県	長野県	新潟県	
第47回	平成4年	山形県	山形県	山形県	
第48回	平成5年	徳島県・香川県	青森県	鳥取県	
第49回	平成6年	愛知県	群馬県	宮城県	
第50回	平成7年	福島県	福島県	福島県	
第51回	平成8年	広島県	栃木県	岐阜県	
第52回	平成9年	大阪府	北海道	秋田県	
第53回	平成10年	神奈川県	岩手県	岩手県	
第54回	平成11年	熊本県	長野県	北海道	
第55回	平成12年	富山県	青森県	富山県	
第56回	平成13年	宮城県	山梨県	長野県	
第57回	平成14年	高知県	北海道	新潟県	
第58回	平成15年	静岡県	群馬県	北海道	
第59回	平成16年	埼玉県	青森県	山形県	
第60回	平成17年	岡山県	山梨県、東京都	岩手県	
第61回	平成18年	兵庫県	北海道	群馬県	
第62回	平成19年	秋田県	群馬県	秋田県	
第63回	平成20年	大分県	長野県	長野県	
第64回	平成21年	新潟県	青森県	新潟県	
第65回	平成22年	千葉県	北海道	北海道	
第66回	平成23年	山口県	青森県	秋田県	
第67回	平成24年	岐阜県	岐阜県・愛知県	岐阜県	
第68回	平成25年	東京都	東京都・福島県	秋田県	
第69回	平成26年	長崎県	栃木県	山形県	
第70回	平成27年	和歌山県	群馬県	群馬県	
第71回	平成28年	岩手県	岩手県	岩手県	
第72回	平成29年	愛媛県	長野県	長野県	
第73回	平成30年	福井県	山梨県・神奈川県	新潟県	
第74回	令和元年・平成31年	茨城県	北海道	北海道	
第75回	令和2年	鹿児島県	青森県	富山県	
第76回	令和3年	三重県	岐阜県・愛知県	秋田県	
第77回	令和4年	栃木県	栃木県	秋田県	
特別	令和5年	鹿児島県	青森県	岩手県	
第78回	令和6年	佐賀県	(未定)	(未定)	
第79回	令和7年	滋賀県	(未定)	(未定)	
第80回	令和8年	青森県	青森県	青森県	
第81回	令和9年	宮城県	(未定)	(未定)	
第82回	令和10年	長野県	長野県	長野県	

青森県立図書館協議会委員名簿

	区 分	任期:令和2年5月13日～令和4年5月12日			
		氏 名	新再 の別	地域	備 考
1	学校教育関係者 (2名)	大 里 公 子	新	中南	藤崎町立常盤小学校 校長
2		竹 浪 廣 美	新	中南	県立弘前南高等学校 教諭
3	社会教育関係者 (4名)	松 井 京 子	新	三八	(一社)八戸市読書団体連合会 理事
4		須 藤 紀 子	再	西北	五所川原市教育委員会図書館 次長
5	(公募)	江 尻 伸太郎	—	下北	(むつ市在住)
6		佐 藤 宰	—	東青	(青森市在住)
7	家庭教育の向上 に資する活動を行 う者(1名)	玉 川 玲 子	再	上北	おいらせ町家庭教育支援チーム・ しるくはあと 代表
8	学 識 経 験 者 (3名)	(報道) 相 木 麻 季	新	東青	東奥日報社編集局生活文化部 部長
9		(教育) 宇 藤 裕 夫	新	三八	田子町教育委員会 教育長
10		(大学) 生 島 美 和	再	中南	弘前学院大学文学部 准教授

(備考は就任時)

図 書 館 法 (抜 粋)

(図 書 館 協 議 会)

第 1 4 条 公 立 図 書 館 に 図 書 館 協 議 会 を 置 く こ と が で き る。

2 図 書 館 協 議 会 は、図 書 館 の 運 営 に 関 し 館 長 の 諮 問 に 応 ず る と と も に、図 書 館 の 行 う 図 書 館 奉 仕 に つ き、館 長 に 対 し て 意 見 を 述 べ る 機 関 と す る。

第 1 5 条 図 書 館 協 議 会 の 委 員 は、当 該 図 書 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 教 育 委 員 会 (特 定 図 書 館 に 置 く 図 書 館 協 議 会 の 委 員 に あ つ て は、当 該 地 方 公 共 団 体 の 長) が 任 命 す る。

第 1 6 条 図 書 館 協 議 会 の 設 置、そ の 委 員 の 任 命 の 基 準、定 数 及 び 任 期 そ の 他 図 書 館 協 議 会 に 関 し 必 要 な 事 項 に つ い て は、当 該 図 書 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 条 例 で 定 め な け れ ば な ら ない。こ の 場 合 に お い て、委 員 の 任 命 の 基 準 に つ い て は、文 部 科 学 省 令 で 定 め る 基 準 を 参 酌 す る も の と す る。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。